

簡易バージョン(現在日本産婦人科医会HPに掲載中の原文)

なお妊婦の対応につきましては

- 妊婦で新型コロナウイルス感染症(疑い)症例が生じたら個々の産科医療施設へは来院はさせないで各地区の帰国者・接触者外来(新型コロナ相談センター)(厚生労働省HP: *1)に問い合わせ(本人もしくは医療機関から)指示を受けるようにして下さい。
- その後、陽性症例等が生じた際には最終診断した施設から保健所へ通報され、以降はすべて保健所の指示で患者の移送、入院を行うこととなっておりますので、産科診療情報等を遅滞なく受け入れ医療機関へ伝達するなど密な連携をお願いします。
- また新型コロナウイルス感染症患者の大幅増に備えて各都道府県当局でそれぞれに医療機関の調整(指定)を現在行っており、入院、退院等は各保健所の指示で行われることになることもご理解ください。



細かく記載したバージョン(制度が複雑で皆さん慣れていないので細かく書くとかなり長いです)

- 妊婦で新型コロナウイルス感染症(疑い)症状がでたら
 - 1 個々の産科医療施設へは来院はさせない
 - 2 通常、妊婦の症状などに合った医療機関を紹介する(地域病院の内科など適切な医療機関へ)
この場合 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)受入れ産科拠点病院の内科などで診てもらえれば最良
新型コロナウイルス感染症(COVID-19)受入れ産科拠点病院;いま急ぎ各県で産科側一県行政とで調整して決めてもらうよう本部からも依頼中
 - 3 症状の不明確なものでPCR検査が必要と推定されれば各地区の帰国者・接触者外来(新型コロナ相談センター)に問い合わせ(本人もしくは医療機関から)指示を受ける(本人からの電話相談でもよい)。なんとなく心配だからPCR検査をしてほしいのようなケースはむしろコロナ感染にまきこまれるのでセンターにはいかにないように指導を)
- 上記診療を依頼された医療機関はさらに疑わしければ新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の検査を行う(保健所の承認が必要だが産科医からの手続きは不要その病院が保健所へ申請する。
- 上記の依頼した病院や指示されて受診した帰国者・接触者外来(新型コロナ相談センター)の検査で陽性症例等が生じた際にはその検査した施設から保健所へ通報される(産科医が申請するのではない)。
- それ以降はすべて保健所の指示で患者の移送、入院、濃厚接触者調査等を行うことになる
- 産科主治医は上記の情報を得ること(紹介先の病院、保健所、妊婦の家族などから)。
- 産科主治医は上記の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)陽性妊婦の入院先が判明したら産科診療情報等を遅滞なくその入院施設(受入れ医療機関)へ伝達するなど密な連携をとること
- 現時点では産科の受入れ拠点病院が県ごとに決まれば妊婦の入院床は確保される(したがって各県は産科一県行政との間でいそぎ新型コロナウイルス感染症(COVID-19)妊婦受入周産期施設を調整して決めていただきたい)
- また新型コロナウイルス感染症(COVID-19)患者の大幅増に備えて各都道府県当局でそれぞれに医療機関の調整(指定)が現在行っているが、オーバーシュートしても妊産婦、小児の入院床は確保されており、入院、退院等は各保健所の指示で行われることになること。